

**第1条 (適用範囲)**

1. chocoZAP会員限定RIZAPプチパーソナル月額サービス会員規約（以下「本細則」といいます。）は、「RIZAP」及び「RIZAP WOMAN」（以下「本クラブ」といいます。）が運営する「プチパーソナル月額サービス」（以下「プチパーソナル月額サービス」といいます。）を利用する会員（以下「本会員」といいます。）に適用します。プチパーソナル月額サービスは本人のみ利用することができ、プチパーソナル月額サービスを利用する権利を他の者に譲渡することはできません。
2. 本会員は、本細則のほか「chocoZAP利用規約」および「RIZAPメンバーズクラブ会則」（以下「会則」といいます）の適用を受けるものとします。
3. 本細則と会則に矛盾抵触がある場合には、本細則が優先して適用されるものとします。

**第2条 (管理運営)**

本クラブのすべての施設は、「RIZAP株式会社」（以下「会社」といいます。）が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

**第3条 (入会申込み・変更手続き等)**

1. 本会員となろうとする者は、本細則及び会則を遵守することに同意し、会社が別途定める手続きを行うことにより、利用申込みを行っていただきます。
2. 前項の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
3. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

**第4条 (個人情報保護)**

個人情報は、本クラブが定める個人情報保護方針 (<https://www.rizap.jp/privacy/>) に基づき、適切に取り扱うものとします。

**第5条 (申込条件)**

1. プチパーソナル月額サービスは、当社が運営するchocoZAPに入会している間のみ利用することができます。
2. [RIZAP]及び「RIZAPWOMAN」が提供する、回数を定めるボディメイクプログラムコース（トライアルなどの体験コースを除きます。）や月額サービスとは併用して利用できません。

**第6条 (サービス内容)**

1. 本クラブが本会員に提供するサービスは、以下のとおりとします。なお、以下のうち(2)のサービスは本会員の希望に応じ、任意に選択できるものとします。(3)のサービスは、一部の契約コースでのみ提供するものとし、本会員は各サービスが定める方法に則って利用を申し込むものとします。
  - (1) パーソナルトレーニング
  - (2) 食事指導
  - (3) パーソナルストレッチ
2. 第1項第2号に定めるサービスは、プチパーソナル月額サービスの第1項第1号に定める「パーソナルトレーニング」または第1項第3号に定める「パーソナルストレッチ」（以下総称して「セッション」といいます。）の時間内でのみ提供されます。
3. プチパーソナル月額サービスについて、別途、各サービスが定める利用規約がある場合及び当該利用規約が本細則と矛盾する場合には、当該利用規約が優先して適用されるものとします。

**第7条 (利用条件)**

1. 本クラブがプチパーソナル月額サービスにより提供するセッションの1ヶ月（初日から末日まで）当たりの利用回数は、プチパーソナル月額サービス購入時に本クラブから提示されたものの中から本会員が選択するものとします。
2. セッションは、RIZAP/RIZAP WOMAN 店舗施設及びchocoZAP施設内にて、ご受講いただけます。
3. chocoZAP月額サービスは、chocoZAPへの入会を前提とするサービスです。chocoZAPを退会された場合、プチパーソナル月額サービスのお支払いの有無にかかわらず、chocoZAP退会月以降はプチパーソナル月額サービスを受講することができないものとします。

**第8条 (禁止行為)**

1. 本会員は、プチパーソナル月額サービス利用において、次の各号に定める行為をしてはいけません。
  - (1) 複数の名義を登録する行為。
  - (2) プチパーソナル月額サービスを利用する権利を第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
  - (3) プチパーソナル月額サービスにかかる本会員の名義を第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
  - (4) 会社のサーバーに無権限・無許可でアクセスし、その利用又は運営に支障をきたす行為。
  - (5) プチパーソナル月額サービスについて、マニュアルや定められた使用方法、使用目的を超えて使用する行為。
  - (6) プチパーソナル月額サービスの利用以外の目的でトレーナーと個人的に接触しようとする行為（書簡、電話、FAX、電子メール、SNS等の利用も含む）。
  - (7) 過度に肌の露出をする行為、肌の露出を伴うコスチュームや下着姿など、トレーナーに対して不安または負担を与える行為。
  - (8) トレーナーの引抜き、競合サービス・企業等へ勧誘する行為。
  - (9) 会社またはトレーナーへの暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為またはセッションの進行を妨げる行為。
  - (10) プチパーソナル月額サービスの利用中、会社の許可なく、セッションの様子を動画で撮影し、録音、録画等する行為。
  - (11) 前項で撮影した動画等を会社の許可なく、SNS等に掲載する行為。
  - (12) その他、会社が不適切と判断する行為。
2. 会社は本会員に対し、前項各号に該当する行為により、会社に生じた一切の損害、損失、費用（訴訟費用及び弁護士費用を含みます。）の賠償を求めることができるものとします。

**第9条 (プチパーソナル月額サービスの停止)**

本会員が次に定める各号の一に該当する場合、プチパーソナル月額サービスの利用は停止されるものとします。

- (1) 前条に定める禁止行為に該当した場合
- (2) RIZAPメンバーズクラブ会則第22条により、会社から除名された場合
- (3) chocoZAP利用規約第7条により、会社から強制退会を命じられた場合

**第10条 (サービスの変更・中断・終了)**

1. 会社は、会社の裁量により、本会員に事前に通知することなく、サービス内容の一部を変更することができるものとします。但し、当該変更内容が本会員にとって不利益となる変更には該当する場合はこの限りではないものとします。
2. 会社は、次の各号に該当する場合プチパーソナル月額サービスの提供を中断又は終了することができます。
  - (1) 火災、停電等の事故、疫病の流行、天変地異等の不可抗力に基づく非常事態が発生した場合
  - (2) 会社の業務上、やむを得ない事由が生じた場合
  - (3) その他会社が必要と判断した場合
3. 本会員は、会社が前二項の措置を講じたことにより本会員に損害が生じた場合、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

**第11条 (免責)**

本会員は、次の各号に定める事項について、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

- (1) 本会員がプチパーソナル月額サービス利用中に、事故、怪我又はその他の損害を被った場合。
- (2) 第三者による会社のシステムへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者による行為によりプチパーソナル月額サービスが利用できず、又は困難となった場合。
- (3) その他会社の責に帰さない事由によりプチパーソナル月額サービスの提供ができず、又は困難となった場合。

## 第12条（データの取扱い）

1. 会社は、本会員がプチパーソナル月額サービスを利用するために入力した情報、届け出た事項、本会員のデバイスに関する情報及び利用中のデータ（セッション利用中の動画を含み、以下、「本データ」といいます。）を自動的に収集するものとします。なお、本会員は、会社が次の各号に定める目的の範囲内で本データを利用することに同意するものとします。
  - (1) プチパーソナル月額サービスの提供及び利用状況の管理の為。
  - (2) プチパーソナル月額サービスの品質向上及び新機能やサービス開発の為。
  - (3) プチパーソナル月額サービスに関するクレーム、トラブル等の紛争処理の為。
  - (4) 緊急時における対応及び連絡等、本会員の安全管理の為。
  - (5) 会社の正当な権利行使の為。
  - (6) その他、法令による要請に応じる為。
2. 会社はプチパーソナル月額サービスの全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。この場合、会社は本データを委託先に提供することができるものとし、本会員は予めこれに同意するものとします。なお、会社は当該委託先に対し、プチパーソナル月額サービスにおいて会社が負う責任と同等の責任を負わせるものとします。
3. 会社は前項に該当する場合を除き、本データを本会員の事前同意なく第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとします。
  - (1) 法令に基づく要請を受けた場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 会社は、本データの取扱いにつき、本規約に定めのないものは会社が別途定める個人情報保護方針に則るものとし、本会員はこれに予め同意するものとします。

## 第13条（日時の表示）

プチパーソナル月額サービス及び本細則において、本会員登録日、セッションの受講開始日、セッションの受講日時予約・キャンセル・変更等の締切り日時等は、全て日本時間（GMT+9:00）により表示するものとします。

## 第14条（諸費用）

1. 本会員は、会社に対し、chocoZAP月額利用料とは別に、会社が別途定める期日までに、プチパーソナル月額サービスの利用料等をお支払いいただきます。プチパーソナル月額サービス利用料のお支払は、月額払いとなり、以下に定めるとおりとします。なお、お支払いは、前払い制となります。
  - (1) 利用月の前月に利用料の入金確認できたことを条件にご利用が可能となります。
  - (2) プチパーソナル月額サービスの提供を受ける場合、翌月及び翌々月の2ヶ月分の利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。
  - (3) プチパーソナル月額サービスはお申込み当月からの利用はできません
  - (4) 一旦お支払いいただいた利用料等は返金できません。
  - (5) プチパーソナル月額サービスのお支払いに、優待券及び割引券等を利用することはできません。
2. 第1項3号に関し、申込当月にセッションの利用をご希望する場合は、プチパーソナル月額サービスとは別にchocoZAP会員様限定の単発コースをご購入いただくことで利用することができます。
3. 本会員は、実際のプチパーソナル月額サービスのコース利用の有無・利用回数に関わらず、利用料等を支払わなければなりません。また、本会員による実際の利用が、利用可能回数に満たない場合であっても、利用料等の減額及び返金等はできません。
4. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

## 第15条（セッション予約の変更・キャンセル）

1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月までとし、予約日の12時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを1回分利用したものとします。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 当月セッションのご利用回数をご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月1日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。
3. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用することはできません。
4. 予約の変更キャンセルは、セッションの担当トレーナーが在籍するRIZAPまたはRIZAPWOMAN店舗店頭またはコールセンターでのみお受けいたします。

## 第16条（プチパーソナル月額サービス・請求の停止）

1. プチパーソナル月額サービスは、会社所定の書面により前月16日から当月15日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申入れが当月16日以降となった場合は、翌月の解約申入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。
2. 前項の場合、プチパーソナル月額サービスの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。
3. 第1項の解約申入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

## 第17条（中途解約）

本会員は、会社所定の書面により解約申入れ（当該申入れの方法は前条第1項に準ずるものとします。）を行うことで、プチパーソナル月額サービスの解約をすることができます。

## 第18条（コースの変更）

1. プチパーソナル月額サービスの「月に定める利用回数」及び「セッション提供時間」及び「セッション提供内容」（以下「コース」といいます。）は、契約時に選択するものとします。
2. 実施コースを変更したい場合、会社所定の書面により前月16日から当月15日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに利用コースの解約申入れと利用を希望するコースの申込みを行うことで、翌月末日経過時に実施サービスが変更されます。変更となる月の前月中は、変更前のコースが継続されます。
3. 前項の手続きを行った場合、変更後のコースの2ヶ月分の利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。なお、変更後のコースは、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めて交付され、かつ、利用月の前月に2か月分の利用料の入金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。

## 第19条（回数の変更）

1. プチパーソナル月額サービスの「セッション提供時間」及び「セッション提供内容」が同じで、「月に定める利用回数」のみを変更したい場合、本会員は会社所定の書面により前月11日から当月10日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに利用回数の変更申入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数を変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月10日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。
2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数（以下「変更前プラン」といいます。）が継続されます。
3. 第1項の変更申入れを行った場合、利用回数が増える前月から変更後のご利用回数（以下「変更後プラン」といいます。）にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は利用開始月から3ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。
4. 利用回数を変更した場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランの予約が置き換わることはありません。
5. 「セッション提供時間」及び「セッション提供内容」が異なるコースかつ回数変更を希望される場合の変更方法は、第18条に定める通りとします。

## 第20条（再申込みの場合の特例）

本会員が、プチパーソナル月額サービスを解約または終了した後も、プチパーソナル月額サービスの再申込みが可能です。その場合の申込方法は第14条に定める通りとします。

## 第21条（本細則等の改訂）

会社は、本細則および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、本細則の改訂を実施するときは、会社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本細則の効力は全会員に及ぶものとします。

## 第22条（告知方法）

本細則における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

## 第23条（管轄の合意）

本細則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。